

# 東北福祉カレッジ

The northeast welfare college

## 福祉用具専門相談員 運営規定(学則)

## 1 開講目的

1. 介護福祉分野における教育機関を設置することは、医療、介護に関する専門的な知識を有する優秀な人材を育成するとともに、当カレッジの設置は人材養成を通して地域で安心して住み続けることができる環境整備に寄与することを目的とする。
2. 社会貢献を目指す良質な人材が社会活動を安心して継続するためにも、公的な資格を習得することは、更に安定的な生活水準を確保することにつながり、当カレッジの設置は雇用安定を推進することを目的とする。

## 2 研修授業の名称及び課程

名 称:東北福祉カレッジ 介護福祉学科 福祉用具専門相談員養成コース

課 程:福祉用具専門相談員講習会(通学授業)

## 3 場 所

運営母体 株式会社中川

事業所所在地

〒980-0003 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-18

研修実施所在地

〒980-0003 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-50-2

## 4 研修期間・年間の開講時期

1 回(7 時間)	オリエンテーション 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 リハビリテーション 介護保険制度などの考え方と仕組み 介護サービスにおける視点
2 回(7 時間)	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 からだところの理解 からだところの理解
3 回(8 時間)	介護技術 福祉用具の特徴・活用① 高齢者の日常生活の理解 住環境と住宅改修

4回(8時間)	福祉用具の特徴・活用② 福祉用具の特徴・活用③ 福祉用具の特徴・活用③ 福祉用具の特徴・活用③
5回(8時間)	福祉用具の特徴・活用④ 福祉用具の特徴・活用④ 福祉用具の特徴・活用④ 福祉用具の供給の仕組み
6回(7時間)	福祉用具貸与計画などの意義と活用 福祉用具貸与計画などの意義と活用
7回(6時間)	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画などの作成 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画などの作成 修了評価試験
計7日間 51時間	

#### 年間の開講時期

令和4年度	福祉用具						
第1回	5/7	5/8	5/14	5/15	5/28	5/29	6/4
第2回	9/4	9/10	9/11	9/17	9/18	9/24	9/25
第3回	12/18	12/24	12/25	1/7	1/8	1/14	1/15

#### (留意事項)

感染症対策のためやむなく講義部分をオンラインにて開講する場合がある

#### 5 受講定員

1学級 30名 計3学級 年 90名

但し、開講2週間前までに8名以上の入所希望がない場合開講しないことがある。

#### 6 受講資格

1. 国籍を問わず、無資格での受講も認める。
2. 選考に至っては書類・面接等で判断とし、当カレッジが適切と認めたもの。

#### 7 募集要項

##### ① 募集期間

開講する実施月の約1か月前より開講日前日までを募集期間とする。

##### ② 募集方法

新聞、インターネット等による募集及び施設などへの案内により開講を告知する。

### ③ 受講手続の方法

1. 受講申込書を送付またはFAXしていただく。
2. 申込者に対して受講確認書を送付。受講料振込の案内、開講式の案内を書面にて通知(8日以内電話での解約があった場合、申込解除とし、クーリングオフができる。)する。
3. 本人確認のため証明書(運転免許書、健康保険証の写し、資格証明書)を添付すること。
4. 受講料の振込完了後にテキスト、課題集、受講証を配布、これをもって受講手続き完了とする。

### 8 受講料、実習費など

- ① 入学料・実習費 0円
- ② 受講料(※教材費、課題集、修了証書一式含む) 45,000(税込)

### 9 評価及び養成課程・添削指導方法

#### 認定方法

1. 通学授業科目は、51 時間全過程の出席が認められるもので、最終日の評価時に100点満点中70点以上を取得したものが合格となる。
2. 不合格者は補習を行い、再評価を受ける。再評価時、不合格者は未修了となる。

### 10 研修欠席者および補講の取り扱い

1. 面接授業欠席の場合、他クラスに振替することができる。その際は、事前に事務局に申し出ることとする。
2. 万が一振替出席が不可能な場合、個別補講講義を実施する。その際には 1 時間当たり 3000 円を別途徴収する。

### 11 欠席・早退・遅刻

欠席・遅刻・早退時は必ず事前に連絡をすること。原則、早退・遅刻は認めず欠席扱いとなる。

### 12 休学・復学・退学

休学・復学・退学をする場合、その旨を記載した書類を提出し許可をえなければならない。

### 13 受講の取り消し

下記に該当する者は退学を言い渡す場合がある。

遅刻、早退、無断欠席を繰り返す場合。

施設の秩序や、研修環境を乱す、又はその恐れがある場合。

故意に物品等を破損または持ち出し等をした場合。

そのほか、受講継続が困難だと判断された場合。

### 14 修了書の交付

1. すべての通学課程の出席状況、評価試験の 7 割以上の基準点を合格した者に対して、修了証書および携帯用修了証明書を発行する。
2. 修了者の名簿は一元管理し、毎年京都府に対して修了者実績として報告する。

### 15 休業日(面接授業)

校長の判断により定められる。(天災ならびに公共交通機関の遅延が大幅に予想される場合)

### 16 使用教材

中央法規 新訂 福祉用具専門相談員研修テキスト

### 17 特記

1. 介護福祉士などの有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として、(介護予防)福祉用具貸与事業所などで勤務が可能である

附則 この学則は、平成 30 年 11 月 30 日より施行する。

この学則は、令和 3 年 9 月 1 日より施行する。

この学則は、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。